

**千葉県福祉サービス第三者評価の評価票
(保育所)**

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ ナルク千葉福祉調査センター
所 在 地	〒298-0026 千葉県茂原市茂原480
評価実施期間	平成23年9月16日～平成24年1月27日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	野田市立 古布内保育所 ノダシリツ コブ内ホウキョウ		
所 在 地	〒270-0221 千葉県野田市古布内1526-1		
交 通 手 段	東武野田線川間駅下車、バス25分親野井北下車、徒歩8分		
電 話	04-7196-1880	FAX	04-7196-1880
ホームページ	http://www.nihonhoiku.co.jp/facilities/hoikuen/kobuuchi/		
経 営 法 人	指定管理者：(株)日本保育サービス		
開設年月日	(開設)昭和51年4月1日(指定管理移行)平成20年4月1日		
指定年月日			
併設しているサービス	なし		

(2) サービス内容

対象地域		千葉県野田市						
定員 と 実数	年齢別	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	定員	6	12	12	20	20	20	90
	実数	5	15	29	21	20	23	114
敷地面積		229.70m ²			保育面積		587.19	
保育内容		○歳児保育		○障害児保育		○延長保育		夜間保育
		休日保育	病後児保育	一時保育		子育て支援		
健康管理		健康管理マニュアルにより管理						
食事		「昼食給食」「延長保育では補食又は夕食」を提供						
利用時間		月曜日～土曜日 午前7時00分～午後8時00分 └ 基本保育 午前8時30分～午後5時00分 時間外保育 午前7時00分～午前8時30分 午後5時00分～午後8時00分						
休 日		日曜日、祭日、12月29日～1月3日						
地域との交流		園庭開放、世代間交流事業						
保護者会活動		運営協議会参加、行事の手伝い、アンケート調査 など						

(3) 職員(スタッフ)体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考 2~4時間の 短時間パート含む
	15	16	31	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	22	1		
	保健師	調理師	その他専門職員	
		7	1	その他は安全指導員1名

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	指定管理のため野田市役所保育課に申し込みます。 <問合せ先>野田市児童家庭部保育課保育係 電話：04-7125-1111 内線：2175		
申請窓口開設時間	月～金(日曜・祝日・年末年始除く)午前8時30分～午後5時15分		
申請時注意事項	子どもと保護者で面接をお願いします。		
サービス決定までの時間	申請書の提出は前月の10日まで、入所決定した場合は翌月1日より入所 (年度当初4月の入所希望者は1月頃から受付)		
入所相談	当保育所または野田市保育課にて随時受付ております。		
利用代金	保育料は所得税や市民税等の額と児童年齢により異なります。 午後6時からの延長保育は別途料金がかかります。 また、保育料以外に保育所で集金させていただくものがあります。		
食事代金	保育料に含まれますが、3歳以上児のみ主食費として400円／月が かかります。		
苦情対応	窓口設置	保育所受付担当者；主任保育士 〃 解決責任者；保育所長 野田市；児童家庭部保育課 指定管理者；株日本保育サービス事業本部	
	第三者委員の設置	野田市；福祉施設サービス苦情相談員 4名 指定管理者；第三者委員 2名	

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

サービス方針 (理念・基本方針)	<p>●運営理念●</p> <p>1. 安全&安心を第一に 室内設備はもちろん、健康管理や衛生管理などハード・ソフト両面にわたり万全の安全対策を講じます。</p> <p>2. お子様にとっていつまでも想い出に残る保育を 保育所は幼稚園などと異なり、お子様が1日の大半を過ごす場所です。お子様が一日楽しく過ごせるよう様々な保育プログラムを用意し、卒園後も心に残る想い出がたくさん作れるような保育を目指します。</p> <p>3. 利用者（お子様・保護者ともに）のニーズにあった質の高いサービスを提供 育児と仕事の両立を図る保護者の為の延長・休日保育に加え、買い物や通院、育児リフレッシュなど様々な保護者のニーズに応える為の一時預かりまで、子育て中の保護者をサポートする多様なサービスを提供します。</p>
特 徴	<p>○ 田畠が多く、自然に恵まれた環境である。 <input checked="" type="radio"/> 小子化・核家族により、希望に応じ延長保育を展開しています。</p>
利用（希望）者 へのPR	<ul style="list-style-type: none"> ●延長保育の拡大 20時までの時間延長 ☆保育時間☆ 平常保育：8時30分～17時 延長保育：18時～20時 ●補食・夕食のサービスの提供 18時～19時（補食提供） 19時～20時（夕食提供） ●オリジナルプログラムの提供 英語、リトミック、体操、小学館幼児教室

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること

1. 楽しく食事をすることを優先とした食育が行われています。

- ・給食は、子ども一人ひとりの食べる量や速さに配慮し、保護者との話し合いで「食事を摂る時間を決めて、食べ残した時は無理せず、家庭で栄養補給をするよう保護者に伝える」という、独自のマニュアルを作り、子どもたち一人一人に合わせた工夫されています。

2. 子どもたちを戸外で楽しく遊ばせることを重視した保育が徹底されています。

- ・子どもたちは広い所庭に恵まれ、登所と同時に庭に出て、走ったり、ボール投げをしたり、遊具などで十分に体を動かしており、生き生きとした笑顔がとても印象で、戸外の自由遊びを重視した保育がされています。

3. 保護者の意向を基に、保護者との話し合いで信頼関係づくりに努めています。

- ・運動会、発表会や保育参観などの行事後に保護者アンケートが実施され、保護者の意見要望を把握し、課題の改善や保育所運営への反映がされています。
- ・個人面談やクラス懇談会などの保護者との対話の機会を多くし、出された意見要望は面談シートに記録され、課題は職員間で話し合われ改善への努力がされています。

4. 働きやすい職場づくりのために福利厚生の充実を図っています。

- ・福利厚生事業は、運営本部にて総合的に行われ、保育士各人が自分に合った内容で積極的に利用をしています。パート職員を採用し、有給休暇や育児休暇も十分に取得でき、昼休み時間も確保されています。

5. 保育の質の向上を目指し、職員の保育力を磨くため各種研修へ積極的派遣を行っています。

- ・職員が自ら当年度の成長目標や研修目標を設定、半年分の研修受講希望を提出し、保育所長がヒアリングを行い個人別年間研修計画が立案されています。
- ・研修計画に基づき受講実績が管理され、研修リポートや半期毎の反省・感想等から保育所長のアドバイスがされ、次期の研修計画に反映されるシステムが定着しています。

さらに取り組みが望まれるところ

1. 管理運営仕様書等と当該年度の事業計画の保育所備え付けが望されます。

- ・保育所運営の基本となる指定管理者募集要項や管理運営仕様書並びに当該年度の事業計画書などを保育所に備え付け、その内容を全職員が理解して、保育所運営を行うことが望されます。

2. 子供が自由におもちゃ等を取り出して遊べる工夫を期待します。

- ・保育室スペース等の課題がありますが、子どもたちがおもちゃや絵本を自由に取り出して遊べるコーナーの設置など各クラスでの工夫を期待します。

3. 老朽化した設備等の早期改修が望れます。

- ・保育所園庭にある手洗い所の排水が自然浸透式のため、多くの子どもが連続して使用すると排水が浸透枠より溢れ、近隣住宅へ迷惑の掛かる実態から、使用できない状態にある。放射能への心配や衛生面から園庭遊び後の手洗いやうがいが必要であるので、道路の下水枠までの排水管設置が早急に望れます。
- ・1~4歳児の保護者送迎場所までの門からの通路が土であり、雨天時のぬかるみで保護者が苦労されているため、通路の舗装と排水対策が望れます。

(評価を受けて、受審事業者の取組み)

今年で4年目となり、アンケートの回収率が下がっているので、第3者評価の結果から、利用者へのサービスや質の向上を改善することが目的であることを全体に知って頂けるように努力してまいります。
保育所のしおりの改訂や入所説明会での内容を記録に残していくことが大切で、議事録や写真に残しておくことを心がけていきます。

食農指導や戸外でののびのびとした活動をさらに充実させて子どものやる気を引き出していく
これからも地域の皆様方、保護者の方々と連携して、子どもたちの社会的成長を願い、質の高い保育の提供に努力してまいります。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果							
大項目	中項目	小項目	項目	標準項目			
				■実施数	□未実施数		
I 福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0		
		理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0		
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0		
	2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	0		
		計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0		
	3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0		
	4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	0		
			8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0		
		職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0		
		職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0		
II 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0		
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	2	2		
		利用者満足の向上	13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0		
		利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0		
	2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3	0		
		提供する保育の標準化	16 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0		
	3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0		
			18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	3	1		
	4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	0		
			20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0		
			21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	3	2		
			22 身近な自然や地域社会と関わるような取組みがなされている。	4	0		
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	0		
			24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	0		
			25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	0		
			26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0		
		子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	0		
			28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0		
		食育の推進	29 食育の推進に努めている。	5	0		
	5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0		
		事故対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0		
		災害対策	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0		
	6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0		
計						124	5

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と
読み替えて下さい)

標準項目

■整備や実行が記録等で確認できる。 □確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■ 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り
(評価コメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理移行時に「野田市の保育目標」と「子どもの姿(年齢別の子どもの姿を表したもの)」を引き継いでいます。 ・ 指定管理者である㈱日本保育サービス事業本部(以下「運営本部」という)の運営理念や保育理念が業務マニュアルや運営本部のパンフレットに明記され、法人の考え方等を読み取ることができます。
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
(評価コメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野田市の保育目標、運営本部の運営理念、保育園の目標が、職員室・保護者用掲示板・廊下・各保育室に見やすく掲示されています。 ・ 理念・方針等は、月一度の職員会議や昼礼などで話し合われ共有化並びに反省が行われています。
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
(評価コメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所のしおりには野田市の保育目標、子どもの姿、運営本部の運営理念が掲載され、入所説明会で保護者全員に配布し説明がされています。 ・ 途中入所の保護者には事前面接時に入所のしおりを配布し説明している。 ・ 理念・方針の実践面について保護者に理解浸透を図るための日常会話等の一層の活動が期待されます。
4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている
(評価コメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年度基本方針(平等利用の理解、施設の利用促進、サービス向上の為の対策、衛生管理、給食、児童の健康管理、児童虐待問題への対応などが記載)、管理業務の実施計画、収支計画などが記載された事業計画書を毎年作成し、保育実践における重要課題も明確にし、野田市へ提出されています。

5	施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■ 方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。
(評価コメント)		
6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
(評価コメント)		
7	施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 ■ 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
(評価コメント)		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材育成方針が明文化されている。 ■ 職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 ■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価コメント)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人事育成方針は保育園業務マニュアルに記載されています。 ・ 保育所内職位の業務分担は明確にされています。 ・ 職員査定は年2回、自己査定後保育所長査定を経てエリアマネージャー等が評価とするシステムで客観性や平等性が確保されています。 ・ 評価後には職員と話し合いを持ちフィードバックされています。 		

9	事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
(評価コメント)		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント)		
11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント)		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 □ 個人情報の利用目的を明示している。 □ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■ 職員（実習生、ボランティア含む）に研修等により周知徹底している。
(評価コメント)		

13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■ 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■ 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■ 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント)		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■ 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■ 相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■ 保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
(評価コメント)		
15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■ 保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■ 自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
(評価コメント)		
16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 業務の基本や手順が明確になっている。 ■ 分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■ マニュアル見直しを定期的に実施している。 ■ マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
(評価コメント)		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■ 問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
(評価コメント)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 園庭開放については、野田市保育課で実施予定を公開しており、保育園でも次回公開予定や毎月の行事予定等を記載したチラシを園庭開放来訪者に配布しています。 ・ 問い合わせや見学については、随時受け付けており、保育所長と主任保育士が中心に対応しています。 		

18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 <input checked="" type="checkbox"/> 説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 <input checked="" type="checkbox"/> 説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 <input type="checkbox"/> 保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
(評価コメント)		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
(評価コメント)		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 <input checked="" type="checkbox"/> ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
(評価コメント)		
21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 <input type="checkbox"/> 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 <input type="checkbox"/> 好きな遊びができる場所が用意されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
(評価コメント)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 手作りおもちゃ作りを体験させながら遊びの発展を促す工夫を各クラスごとに実施している。 ・ 所庭が広いので戸外で遊ぶ時間を多く確保している。特に登所後の時間では異年齢児が一緒に遊びを選び活動できるよう自主性を尊重されています。 ・ 子どもが自由に遊具や絵本を取り出して遊べるようなスペース等を各クラスで工夫されることが望まれます。 		

22	身近な自然や地域社会と関わるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 ■ 散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくる。 ■ 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくる。 ■ 季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
----	------------------------------	--

(評価コメント)

- ・ 子どもたちが季節に合わせた花や野菜の種蒔きや苗植えから世話をし収穫しています。
- ・ 散歩時には公民館などへ立ち寄り、地元の方々と交流する機会にも配慮されています。
- ・ 行事(仲良しデー、クリスマス会、伝承遊びなど)に地域の高齢者を招待し交流しています。
- ・ 自然環境に恵まれ、季節毎に昆虫(カブト虫、クワガタなど)や木の実(どんぐりなど)などに触れ、飼育と工作を保育のなかに取り入れています。

23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■ けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■ 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■ 子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■ 異年齢の子どもの交流が行われている。
----	---------------------------	--

(評価コメント)

- ・ 遊んでいても子ども同士で「ありがとう。ごめんね。」の言葉が自然と出ています。喧嘩した時には、子ども同士で解決できるよう見守り、長引きそうな時には保育士が仲立ちして解決をはかるように配慮されています。
- ・ 社会的ルールについては、その都度理解できるような声掛けをし、指導しています。
- ・ 当番活動(2~5歳児)を通じて“できた”という達成感と自信を体験させている。
- ・ 異年齢(3~5歳児)で野菜作りや一緒の昼食、遊戯、お店屋さんごっこなどの異年齢交流が行われています。

24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■ 個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■ 個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■ 障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 ■ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■ 保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
----	-------------------	--

(評価コメント)

- ・ 子ども同士お互いに助け合いや心遣いができるように見守り、個別指導計画に基づき細かい配慮が行われ、定期的に保育士間で話し合われ記録されています。
- ・ 障害児保育の研修に積極的に参加し、研修成果を日々の保育に活かしています。
- ・ 市役所や支援学級と連携を図り、保護者と相談しつつ、子どもにとって最善の支援となるように配慮されています。
- ・ 医療機関、専門機関、臨床心理士等の指導助言により、保護者にも情報提供がされています。

25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■ 担当職員の研修が行われている。 ■ 子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。
----	-------------------------	--

(評価コメント)

- ・ 長時間保育の引継ノートや日誌に一日の保育内容が記録され、遅番職員へ引き継がれ、必要に応じて保護者に伝達されています。
- ・ 職員は交替で長時間保育の研修に派遣され、研修内容は職員会後や昼礼で水平展開されています。
- ・ 長時間保育ではコーナー遊びしたりゴロゴロできるような自由に過ごせる環境作りに心掛けており、補食(午後6時)や夕食(午後7時)が提供されています。

26	<p>家庭及び関係機関との連携が十分図られている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■ 保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■ 就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要覧などが保育所から小学校へ送付している。
----	-------------------------------	--

(評価コメント)

- ・ 送迎時の対話、連絡帳、連絡ノート、掲示板、お知らせ文書などにより日々保護者との情報交換が行われ、個別面談、クラス懇談会、保育参観、保育参加、一日保育士などが実施され、記録されています。
- ・ 保護者からの相談は、その都度保育所内で検討し面談シートに記録され、必要時には運営本部へ協力要請されています。
- ・ 近隣の幼稚園や小学校と相互理解を深めるため情報交換が年3～4回に行われ、保護者承諾のもと保育所児童保育要覧が小学校へ送付されています。

27	<p>子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■ 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■ 子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
----	---	---

(評価コメント)

- ・ 年間保健計画が作成され、毎月発育測定が実施し記録されています。
- ・ 内科検診は年2回、歯科検診は年1回実施し、健康台帳に記録管理されています。検診結果は記録書と口頭により保護者に知らせています。
- ・ 看護師が子どもたちの体調を確認し看護日誌に記録されています。
- ・ 送迎時の子どもの様子、衣服の着脱時などの保育中の観察などから虐待等が疑われる場合は、保育所長に報告され関係箇所と連携し適切に対応されています。

28	<p>感染症、疾病等の対応は適切に行われている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■ 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■ 子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
----	------------------------------	--

(評価コメント)

- ・ 具合の悪い子どもには看護師が様子観察し、状況次第で保護者に連絡をとり、かかりつけ医の受診を勧めています。
- ・ 保育室は換気、通風に努め、温度と湿度は午前、午後に測定し記録されています。また、消毒が毎日行われ清潔に保たれています。
- ・ うがいと手洗いが徹底され感染防止がはかられ、特に散歩から帰った時は、放射能測定や衣服交換も行われています。
- ・ 絵本やおもちゃは、毎日薬品液で消毒し、更に日光消毒もされています。
- ・ 食器類は熱湯消毒後に殺菌庫にて保管されています。
- ・ 具合の悪い子どものベットは事務室に設置され、救急薬品箱は事務所と各保育室に設置され、看護師により点検管理されています。

		<ul style="list-style-type: none"> ■ 食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■ 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■ 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■ 食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■ 残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
(評価コメント)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢ごとの食育計画が作成され、異年齢で栽培した野菜を給食献立に取り入れたり、月1回のクッキング保育やお楽しみ献立など食を楽しむ工夫がされています。 ・ 調理師が盛り付けの工夫をしたり、定期的に各クラスで一緒に給食を食べ声掛け観察が行われています。 ・ 高齢者と異年齢時が一緒に植え付けたサツマイモは放射能検査後給食に供されています。また、芋ツルはクリスマスの飾り付けに活用が予定されています。 ・ アレルギー疾患の子どもには医師の診断書に基づき個別に対応し、アレルギー進行表に記録されています。また、給食はアレルギー源を除去した代替食を提供し、誤食防止のため色違いトレー、配食者のエプロンの色を変える、「卵、牛乳、小麦」の表示プレートなどの対策を行っています。 ・ 職員間で話し合い「食事の時間を決めて長く座らせない」「食べ残しがあっても強制せず、家で栄養補給していただくよう保護者に伝える」などの保育所独自の扱いをしています。
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■ 子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■ 室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
(評価コメント)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育室は、こまめに通風、換気し、温度と湿度の測定がされ、太陽光を十分取り入れ、室内は清掃が行き届き、保育環境が適切に維持されています。 ・ 所庭の手洗い場は、浸透式で配管設備がないため使用されていないが、子どもたちが所庭遊び後の手洗いやうがいに必要な設備であり、早急に排水設備の改修が望まれます。
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■ 事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■ 設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■ 危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
(評価コメント)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務マニュアルに「災害・緊急時の対応及び消防訓練」のルールが記載されており、保育所入口壁に緊急連絡組織網が掲示されています。 ・ 運営本部に安全委員会が設置されて、月1回委員会を開催し安全について討議されています。 ・ 所庭全体の遊具等は、毎日点検が行われ点検記録表に記録しています。 ・ 安全指導員を採用し、駐車場と保育所出入口の安全確認と所庭などの整備が行われています。 ・ 散歩時などの緊急連絡手段として「ココセコム」を持参し、安全を確保しています。

32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■ 定期的に避難訓練を実施している。 ■ 避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■ 立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■ 利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
(評価コメント)		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の子育てニーズを把握している。 ■ 子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■ 子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■ 地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■ 子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
(評価コメント)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 園庭開放と自由に見学できる体制は整っており、来訪者には「古布内保育所の概要」を配布し、情報提供が行われています。 ・ 子育て相談は保育所で随時受け付けており、市役所児童家庭課・保育課、運営本部のエリアマネージャーとも連携を取りながら対応しています。 ・ 散歩、公共施設を活用した学び、行事へ地域の方々の招待などで、地域の方々との交流の場を作り子どもたちの興味や可能性を育む配慮がされています。 		